

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【四半期会計期間】 第87期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 日本精蠟株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIRO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 寛

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号

【電話番号】 (03) 3538 - 3061 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 細 田 八 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号

【電話番号】 (03) 3538 - 3061 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 細 田 八 朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本精蠟株式会社 大阪支店
(大阪市北区西天満二丁目6番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第86期 第3四半期累計期間	第87期 第3四半期累計期間	第86期
会計期間		自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日
売上高	(百万円)	31,286	30,367	40,077
経常利益又は経常損失()	(百万円)	23	306	212
四半期(当期)純利益	(百万円)	563	123	641
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	1,120	1,120	1,120
発行済株式総数	(株)	22,400,000	22,400,000	22,400,000
純資産額	(百万円)	11,216	10,636	11,316
総資産額	(百万円)	34,015	30,830	30,635
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	27.87	6.49	31.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	5.00	5.00	10.00
自己資本比率	(%)	33.0	34.5	36.9

回次		第86期 第3四半期会計期間	第87期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	3.21	5.21

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間(平成25年1月1日～平成25年9月30日)のわが国経済は長期化する欧州の債務問題、中国をはじめとするアジア経済の成長鈍化、米国景気の回復遅れ等不透明な状況の中、金融緩和による円安と経済対策・企業業績の回復期待による株高に加え消費マインドの改善もあり、景気持ち直しの兆しが見えました。一方、原油相場は米国WTI原油が90ドル/バレル台前半から100ドル/バレル台半ばで推移したのに対し、東南アジア産原油は需給の軟化を背景に110ドル/バレル台から一旦100ドル/バレルまで下落したものの9月には再び110ドル/バレル台に上昇しました。また、外国為替相場は年初の86円/ドル台から円安が進行し9月末には98円/ドル台をつけるに至りました。

このような状況の中で、円安による原料コストの上昇分を吸収すべく効率生産、採算販売、コスト低減等を基本として売上高の拡大と収益の改善に努めました。

この結果、ワックス販売は国内では汎用品の低迷が続いたものの輸出販売では出火事故による減産・減販から回復し前年同期に比較して販売数量では7,470トン増の54,895トン、販売高では1,529百万円増の13,453百万円の実績、重油販売は火力電力用需要が第2四半期以降弱含みとなり、販売数量では54,887キロリットル減の226,767キロリットル、販売高では2,438百万円減の16,792百万円の実績となりました。

これにより、当第3四半期累計期間の実績は、前年同期に比較して売上高ではその他商品を含めて919百万円減の30,367百万円、利益面では営業利益で232百万円増の315百万円、経常利益で329百万円増の306百万円、四半期純利益では出火事故の保険金収入が第4四半期以降にズレ込んだため439百万円減の123百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比較して194百万円増加の30,830百万円となりました。これは主として、たな卸資産の増加額970百万円、受取手形及び売掛金の減少額371百万円、有形固定資産の減少額324百万円、現金及び預金の減少額90百万円によるものです。

(負債)

負債合計は、前事業年度末に比較して874百万円増加の20,193百万円となりました。これは主として、長期借入金の増加額1,106百万円、未払金の増加額340百万円、短期借入金の減少額858百万円、退職給付引当金の減少額128百万円等によるものです。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比較して679百万円減少の10,636百万円となりました。これは自己株式の増加額647百万円、利益剰余金の減少額63百万円等によるものです。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は117百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	89,600,000
計	89,600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,400,000	22,400,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	22,400,000	22,400,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1 日～平成25年 9月30日	-	22,400,000	-	1,120	-	14

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式4,925,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,452,000	17,452	
単元未満株式	普通株式 23,000		
発行済株式総数	22,400,000		
総株主の議決権		17,452	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が40,000株(議決権40個)含まれております。

2 単元未満株式には当社所有の自己株式412株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精蠟株式会社	東京都中央区京橋2-5-18	4,925,000		4,925,000	21.99
計		4,925,000		4,925,000	21.99

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.55%
売上高基準	0.13%
利益基準	1.38%
利益剰余金基準	1.39%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	888	798
受取手形及び売掛金	5,016	4,644
商品及び製品	6,227	6,646
原材料及び貯蔵品	3,297	3,849
前払費用	115	109
繰延税金資産	135	145
その他	216	216
貸倒引当金	5	4
流動資産合計	15,892	16,406
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	889	846
構築物(純額)	866	856
機械及び装置(純額)	2,471	2,159
土地	9,411	9,411
建設仮勘定	63	150
その他(純額)	308	261
有形固定資産合計	14,011	13,686
無形固定資産	279	233
投資その他の資産	451	503
固定資産合計	14,742	14,424
資産合計	30,635	30,830
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,029	1,055
短期借入金	9,772	8,913
未払金	613	953
未払法人税等	66	59
預り金	461	428
賞与引当金	35	106
修繕引当金	163	93
設備関係支払手形	7	14
その他	98	176
流動負債合計	12,247	11,800
固定負債		
長期借入金	3,576	4,682
リース債務	33	29
再評価に係る繰延税金負債	3,053	3,053
退職給付引当金	246	117
その他	161	510
固定負債合計	7,071	8,393
負債合計	19,318	20,193

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3 四半期会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,120	1,120
資本剰余金	14	14
利益剰余金	5,221	5,157
自己株式	598	1,245
株主資本合計	5,757	5,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	24
土地再評価差額金	5,566	5,566
評価・換算差額等合計	5,559	5,591
純資産合計	11,316	10,636
負債純資産合計	30,635	30,830

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	31,286	30,367
売上原価	29,476	28,366
売上総利益	1,809	2,001
販売費及び一般管理費	1,726	1,685
営業利益	83	315
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	5	5
受取賃貸料	154	174
為替差益	-	68
その他	88	54
営業外収益合計	248	302
営業外費用		
支払利息	168	150
為替差損	8	-
固定資産賃貸費用	157	137
その他	20	24
営業外費用合計	354	311
経常利益又は経常損失()	23	306
特別利益		
受取保険金	1,000	-
特別利益合計	1,000	-
特別損失		
固定資産除却損	21	15
特別損失合計	21	15
税引前四半期純利益	955	290
法人税等	392	167
四半期純利益	563	123

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 偶発債務

共有船舶相互連帯債務

	前事業年度 (平成24年12月31日)		当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
豊晃海運(有)	521百万円	豊晃海運(有)	481百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	857百万円	698百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	202	10.00	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金
平成24年7月27日 取締役会	普通株式	101	5.00	平成24年6月30日	平成24年9月10日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額10円には、創立60周年記念配当3円を含んでおります。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	99	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金
平成25年7月30日 取締役会	普通株式	87	5.00	平成25年6月30日	平成25年9月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	27円87銭	6円49銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	563	123
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	563	123
普通株式の期中平均株式数(株)	20,208,279	19,019,819

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第87期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)中間配当について、平成25年7月30日開催の取締役会において、平成25年6月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	87百万円
1株当たりの金額	5円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年9月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 賢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精蠟株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第87期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本精蠟株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。